

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

○強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第　　号）

（傍線部分は修正部分）

		修 正 後	修 正 前
附 則	（検討）	附 則	（検討）
	<p>第十二条 政府は、電気等の使用者の利益の保護及び電気事業等の健全な発達をより一層図る観点から、電力・ガス取引監視等委員会の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第十二条 （新設）</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、電気供給体制の強靭性及び持続可能性の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。</p>	
2	<p>政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、電気供給体制の強靭性及び持続可能性の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。</p>		